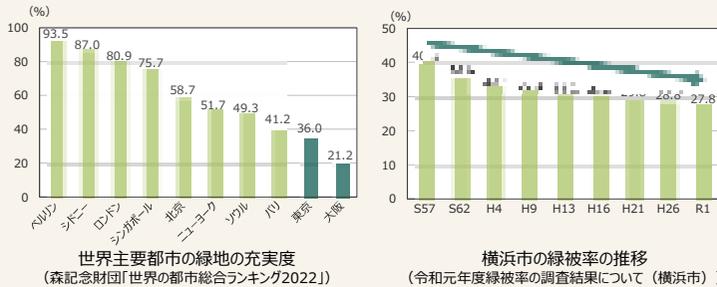


都市緑地法等の一部を改正する法律について

国土交通省 都市局

背景・必要性

- 世界と比較して我が国の都市の緑地の充実度は低く、また減少傾向。



- 気候変動対応、生物多様性確保、幸福度 (Well-being) の向上等の課題解決に向けて、緑地が持つ機能に対する期待の高まり。
- ESG投資など、環境分野への民間投資の機運が拡大。

- 都市において緑のネットワークを含む質・量両面での緑地の確保に取り組む必要があるが、
 - ・地方公共団体において、財政的制約や緑地の整備・管理に係るノウハウ不足が課題。
 - ・民間においても、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的。

- また、都市における脱炭素化を進めるためには、緑地の創出のほか、再生エネルギーの導入やエネルギーの効率的利用の取組を進めることも重要。

概要

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

- ・緑地の保全等に関する国の基本方針の策定
- ・都市計画における緑地の位置付けの向上

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

- ・緑地の機能維持増進事業について位置付け
- ・緑地の買入れを代行する国指定法人の創設



特別緑地保全地区の例 (京都市)

3. 緑と調和した都市環境整備への

民間投資の呼び込み

- ・民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設
- ・都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設



優良緑地確保計画認定制度 (愛称：TSUNAG)



都市再開発における緑地空間の創出の例 (千代田区 大手町)

1. 国主導による戦略的な都市緑地の確保

① 国の基本方針・計画の策定【都市緑地法】

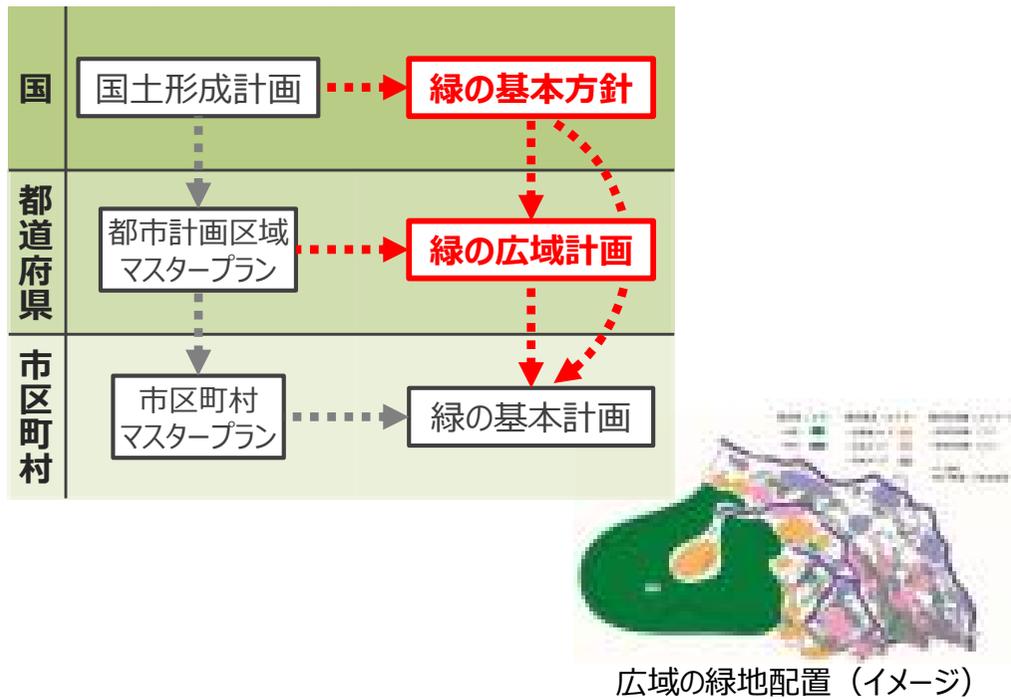
背景・必要性

- 都市における**緑地の重要性**や、緑のネットワークを含む**質・量両面での緑地の確保の必要性**の高まり。
- これを踏まえ、都市緑地行政を一層推進するため、**国が目標や官民の取組の方向性を示す必要**。
- また、市区町村をまたがるような**広域性・ネットワーク性を有する緑地**を、**総合的・計画的に保全・創出する必要**。

概要

- **国土交通大臣が都市における緑地の保全等に関する基本方針を策定**。
 (基本方針に定める内容のイメージ)
 緑地の保全及び緑化の推進の意義・目標／緑地に関する基本的な事項（緑地のあるべき姿、発揮すべき機能等）／政府が実施すべき施策 等
- **都道府県が都市における緑地の保全等に関する広域計画を策定**。

計画の連携のイメージ（黒字：既存、赤字：新設）



② 都市計画における緑地の位置付けの向上【都市計画法】

背景・必要性

- 都市緑地の質・量両面での確保のためには、まちづくりの基盤となる**都市計画の段階において、緑地の意義や必要性が十分に考慮される必要**。

概要

- **都市計画を定める際の基準に、「（緑地を含む）自然的環境の整備・保全の重要性」を位置付け**。
 →都市計画の段階から不可欠な要素の一つとして扱う。

2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

① 緑地の機能維持増進について位置付け(都市緑地法)

背景・必要性

- 特別緑地保全地区※について、所有者の高齢化等を背景に**適正な管理が困難になる**、台風等災害により**荒廃が進む**等の事情により、**緑地としての機能が十分に発揮されない状況が発生**。
※貴重な都市緑地について、建築行為等を規制して保全を図るために、地方公共団体が指定する地区。
- **緑地の機能の維持増進を図るためには、樹林の更新等により、緑地の再生・整備を実施することが必要**。

概要

- **緑地の機能の維持増進を図るために行う再生・整備**（皆伐・択伐等）を「**機能維持増進事業**」として位置付け。
- 特別緑地保全地区で行う**機能維持増進事業**について、その**実施に係る手続を簡素化**できる特例を創設。
一定の手続を経て緑の基本計画に記載した機能維持増進事業について、都市計画事業認可があったものとみなす。 <予算>
→都市計画税を充当して機能維持増進事業を実施することが可能に。

機能維持増進事業

(皆伐・択伐等の緑地の再生・整備)

- ・10～20年に一度必要
- ・大径木の伐採を伴い専門技術が必要



維持管理

- (低木の整理、下草刈り)
- ・毎年必要
- ・市民や企業と連携して実施



緑地の効用の発揮

- ・防災性・安全性の向上
- ・温室効果ガスの吸収促進
- ・生物生息環境の確保
- ・レクリエーション利用の拡大

機能維持増進のイメージ (神戸市)



H24



H25



R3

斜面林の大径木化に伴い災害の恐れ 樹木の択伐 (機能維持増進)

安全に再生された樹林

維持管理のイメージ (川崎市)



2. 貴重な都市緑地の積極的な保全・更新

② 緑地の買入れを代行する国指定法人制度の創設【都市緑地法・古都保存法・都市開発資金法】

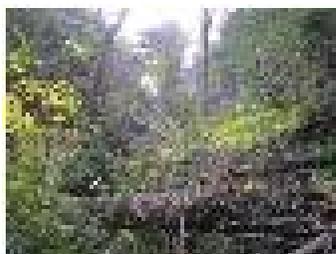
背景・必要性

- 特別緑地保全地区等※の**土地の買入れ**について、多くの地方公共団体において、**財政的な制約**が課題。また、買入れ後に行う緑地の大規模な手入れ（機能維持増進事業）に係る**ノウハウ不足**も深刻。
※特別緑地保全地区のほか、古都保存法に基づく歴史的風土特別保存地区
- このため、地方公共団体による**買入れが円滑に進まず**、**地区の新規指定自体も抑制的**に。
- **買入れ制度の円滑な運用**や**新規地区指定の促進**のためには、**土地の買入れ**や買入れ後の**機能維持増進事業等**について、国が、**財政面・技術面から支援**する仕組みが必要。

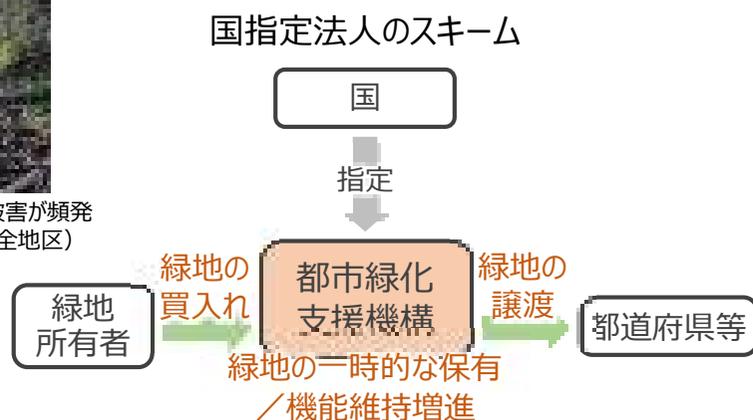
概要

- 地方公共団体の緑地保全等の取組を支援する公益団体を、**国が都市緑化支援機構として指定**。
- 機構は、都道府県等の**要請に基づき**特別緑地保全地区等内の**緑地の買入れ**や**機能維持増進事業**を行う。
<税制>
- 機構が行う業務について、国が**都市開発資金の貸付けにより支援**。 <予算>

対象とする緑地のイメージ



緑地が荒廃し、台風等による倒木被害が頻発
 （神奈川県鎌倉市の特別緑地保全地区）



地方公共団体が抱える課題

財政的制約
 緑地管理に係るノウハウ不足

買入れが円滑に進まず
 管理不全による緑地の荒廃

市民の理解を得にくく
 地区の新規指定が抑制的

改正後

都道府県等の要請に基づき
 機構が買入れ・管理を代行

迅速な買入れが可能に
 専門技術による適切な管理

市民の緑地への理解の向上
 地区の新規指定に意欲

3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

① 民間事業者等による緑地確保の取組の認定制度の創設【都市緑地法・都市開発資金法】

背景・必要性

- 都市緑地を質・量両面で確保し、良好な都市環境の形成を図るためには、**民間事業者における緑地整備等の取組の推進を図ることが不可欠**である一方、**民間においては、緑地確保の取組は収益を生み出しづらいという認識が一般的であり、取組が限定的**という課題。
- 市場において緑地確保の取組が進むよう**民間投資を誘導**し、また**融資を受けやすい環境にするには、良質な緑地確保の取組の価値が投資家や金融機関、市民等の様々な主体に「見える化」されることが重要**。
- また、民間事業者等が行う緑地確保の取組について、気候変動対応、生物多様性確保、幸福度（Well-being）の向上等の課題解決に向けて**より効果的な取組を推進**するため、国が一定の指針を示す必要。

概要

- 緑地確保の取組を行う民間事業者等が講ずべき措置に関する**指針を国が策定**。
- **民間事業者等による良質な緑地確保の取組を国土交通大臣が評価・認定**する制度を創設。
認定の審査に当たっての調査について、国の登録を受けた機関（登録調査機関）が代行。
- 上記認定を受けた取組について**都市開発資金の貸付けにより支援**。 <予算>

認定の対象となる取組のイメージ

- 再開発等とあわせて、新たに良質な緑地を創出する事業



多様な樹種、まとまった緑により
生物多様性を確保

高木主体の緑地の創出により
気候変動対応に貢献

- 既存緑地の質の確保・向上に資する事業



民間企業が、保有する緑地を再整備し、之生広場や自然観察等ができる樹林地を確保。

認定に当たっての評価の視点のイメージ



3. 緑と調和した都市環境整備への民間投資の呼び込み

② 都市の脱炭素化に資する都市開発事業の認定制度の創設【都市再生特別措置法】

背景・必要性

- 都市の脱炭素化を促進するためには、**大規模な都市開発事業における脱炭素化を進めることが重要。**
- このため、民間都市開発事業における**緑の創出や再生可能エネルギーの導入等に対する支援を強化する必要がある。**

概要

- **都市の脱炭素化に資する民間都市開発事業を国土交通大臣が認定する制度を創設。**
- 認定を受けた事業に対し、緑地・緑化施設の管理を効率的に行う設備、再エネ利用設備等（オフサイトにおいて整備するものを含む。）の導入費用等について、民間都市開発推進機構による**金融支援**を行う。〈予算〉

〈環境負荷の低減に資する都市開発事例〉

- オフィス
天神ビジネスセンター 2期プロジェクト
(福岡市)
- ・太陽光発電設備の設置に加え、温室効果ガス排出抑制に配慮した建材・設備を積極的に採用
- ・屋外だけでなく吹抜け空間にも植栽を行う。



- 物流施設
LOGIFRONT 尼崎 IV
(兵庫県尼崎市)
- ・屋根に高出力の太陽光発電設備を設置し、自家消費により施設の電力の大部分を賄う。



〈オフサイトにおける取組のイメージ〉

